

## 平成25年度事業報告書

(一社) 日本ジュニアヨットクラブ連盟

### (概要)

平成20年12月1日施行された新公益法人制度に則り、社団法人である当連盟は、「非営利型の一般社団法人」への移行認可を内閣府より平成25年4月1日付にて取得しました。本年度は、新法人への移行認可申請に当たり提出した「公益目的支出計画」に従って、連盟の基本財産を含む「公益目的財産額」を連盟の諸々の公益目的事業に充当しながら諸事業活動を実施する初年度となりました。

### (事業活動)

継続事業 1. ジュニアヨットクラブの普及活動と競技会開催に関する事業  
(定款第5条 第1項 第3号及び第7号)

実施事業 I. 国際交流日本ジュニアヨットクラブ競技会2013 (和倉大会)

5月3日(金・祝)～5日(日)、石川県七尾市和倉温泉の「運動公園ヨットハーバー」を会場に、石川県セーリング連盟との共同主催で開催しました。

連盟の各登録クラブの公認指導員の皆さんにも運営委員として一緒に参加して頂きました。

連盟として初めての試みとして、国内選手にもチャーター艇を36艇準備したことで、北海道から四国、山陰の遠方からの参加もあり、20クラブ79名の国内選手に加えて、韓国、ニュージーランド、タイ王国、シンガポールの4カ国12名の外国チーム選手に、指導者・保護者、役員等で総勢280名の規模となりました。

特別協賛の金沢工業大学からレースの実況放送設備の提供を頂き、陸上でテレビ観戦という初めての企画で大いに盛り上がりました。

実施事業 II. 第2回ジュニアヨット国際親善大阪レガッタ (ミキハウス杯 大阪2013)

9月21日(土)～22日(日)、昨年と同じ大阪市大阪北港ヨットハーバーを会場に、大阪北港ディンギークラブのご協力を頂き、又昨年と同様に、特別協賛の㈱ミキハウス様の来年度入社内定者6名の皆さんには体験セーリングとレガッタのレース運営、表彰式のお手伝いをお願いしました。

生憎一週間前の台風18号による淀川増水による速い川の流れの為、沖合いコースでのレースは不可能と判断し、OP級上級者クラスもトッパー級クラスも、OP級初級者クラスと同じハーバーポンド内でレースを実施しました。

変則コース設定と狭い海面で選手は苦勞をしていましたが、指導者や保護者の目の前でのレースで多くの声援が届いて賑やかな楽しいレガッタになりました。

8クラブ29名の選手、昨年とほぼ同じ参加人数で、テクノ293級のウィンドサーフィンが1艇オープン参加し、指導者・保護者39名、運営役員他51名総勢130名でした。

事前の呼びかけにも拘らず、日本在住の外国の子供達の参加が得られなかったことを反省し、又国内クラブ、選手の参加についても来年は一層の努力をする予定です。アフターレースは吉本興業の若手芸人3組の特別ゲストとバーベキューで大いに盛り上がった雰囲気のある懇親パーティーと表彰式でした。

### 実施事業 Ⅲ. 第23回ジュニアヨット国際親善東京レガッタ（ミキハウスカップ 東京2013）

昨年は東京都立若洲海浜公園ヨット訓練所が東京国体準備工事のため使用出来なくなり、急遽千葉県稲毛市稲毛ヨットハーバーで開催しましたが、今年は、再び東京国体終了直後の東京都立若洲海浜公園ヨット訓練所を会場に、10月20日（日）開催しました。

都内のインターナショナルスクールに体験セーリング参加を呼びかけて、18ファミリー-59名の申込みがありました。生憎の悪天候の為11ファミリー-35名の参加と減りました。安全のため乗船は中止し、通訳をしながらでしたが、艇庫内でOP級の艇に乗ってのセーリングレジャーを楽しんでおり、ポンド内でのレース観戦にも関心を持って応援していました。

沖合でのレースは視界不良と強風、悪天候の為、OP級上級者クラスのみをOP級初級者クラスと同じにポンド内でディヴィジョン分けしての予選、決勝方式でレースを実施し、ミニホッパー級クラス、シーホッパー級SRクラス、レーザー4.7クラスは狭いポンド内でのレースは無理と判断してノーレースとなりました。

懇親パーティー、表彰式も、開会式と同じに艇庫内で行いました。

### 実施事業 Ⅳ. ジュニアヨットクラブジャンボリー

8月2日（金）～4日（日）、静岡県浜松市の「三ヶ日青年の家」で各クラブの子供達がクラブ毎ではない合宿をしながら、ヨットレースだけでなく夏の行事に相応しいキャンプファイヤーや水辺の遊び、山の遊びを楽しみ、交流を深め友達の輪を広げる企画を初めて実施しました。

参加11クラブ、51名の選手に、指導者・保護者20名、役員・コーチ13名の総勢84名で、クラブ合宿の一環としてクラブ員が全員参加したのは、YMF Sジュニアヨットスクール葉山、三重県ヨット連盟ジュニアユースヨットクラブ、いわきジュニアヨットクラブの3クラブがありました。

## 継続事業 2. 諸外国との交流・親善に関する事業

（定款第5条 第1項 第4号）

### 実施事業 V. 外国チームの招聘事業

毎年開催している「国際交流日本ジュニアヨットクラブ競技会」に外国チームを招聘し、交流と親善を図っていますが、今年は石川県七尾市の和倉温泉での競技会2013に、4カ国（ニュージーランド、韓国、シンガポール、タイ王国）から各3名のジュニアセーラーと監督・コーチの合計16名を招聘しました。

国際交流ジュニアヨットクラブ対抗レースでは総合2位でしたが、外国チームの最優秀賞として、チームニュージーランドに和倉温泉観光協会会長杯が提供されて贈呈されました。

外国チーム招聘関係諸費用は、国際交流日本ジュニアヨットクラブ競技会への日本スポーツ振興センターの助成金の対象経費にはならないので、連盟の自己負担支出として事業を進めました。

### 実施事業 VI. 海外セーリング研修派遣事業

（1）5月開催の「国際交流日本ジュニアヨットクラブ競技会2013」の国内クラブ対抗レースの上位3クラブに、海外セーリング研修参加資格を授与する特別賞を本年度も設けました。

特別賞を授与されたクラブは第1位YMF Sジュニアヨットスクール葉山、第2位射水市立射北中学校ヨット部、第3位葉山町セーリング協会ジュニアレーシングチームでしたが、射北中学校ヨット部が学校の方針として受賞を辞退したため、順位を繰り上げて第4位の室蘭セーリング協会に授与しました。

前年度に引き続いて研修地はシンガポールとなり、平成26年3月27日（木）～4月3日（木）の春休み期間に連盟役員が引率して、その往復渡航費用を連盟で負担支援しました。

各クラブからの希望もあり、費用自己負担でそれぞれ各クラブ1名の追加参加を認めたので、合計6名のジュニアセーラーが参加しました。

- (2) 関東水域OP連絡会が毎年主催している「タイクリニック」に、参加料・往復渡航費用を連盟が負担して参加させて頂く資格を、クラブ対抗レースの優勝クラブに授与する特別賞を設けました。

特別賞は、平成25年9月開催のミキハウスカップ大阪2013及び10月開催のミキハウスカップ東京2013に於いて実施したクラブ対抗レースでそれぞれ優勝したクラブの湖山池ドリームジュニア（前年度に続いて連続優勝）と横浜市民ヨットハーバージュニアヨットクラブに授与しました。しかし横浜市民ヨットハーバージュニアヨットクラブでは保護者が同行出来る選手を選任出来ず、関東水域OP連絡会とも折衝しましたが、保護者同行のない選手単独の参加は認めないということから、残念ながら参加を辞退されました。

本年度のタイクリニックは第9回ですが、平成26年3月22日（土）～29日（土）の春休み期間に実施され、その参加費用、往復渡航費用を連盟が負担して参加して頂きました。

### 継続事業 3. ジュニアヨットクラブの指導者の養成に関する事業

（定款第5条 第1項 第1号、第2号及び第5号）

#### 実施事業 VII ジュニアヨットクラブの指導者の養成に関する事業

- (1) 管理運営安全確保に関する指導事業

平成25年5月の国際交流日本ジュニアヨットクラブ競技会2013を石川県七尾市で開催しましたが、その期間中に、競技会参加の各クラブの指導者、保護者で運営役員として手伝って頂いた方々を対象に指導者講習会を実施しました。

又、競技会の開会式後に、安全講習会をジュニアセーラー、指導者、保護者を含めて行いました。

- (2) 指導者の養成事業

連盟の公認指導員制度に従って、各クラブから新規公認申請の募集を行うと共に、4年毎の更新認定の募集を毎年行ってきましたが、前事務局長が平成23年に急逝され、事務引き継ぎ等連盟内部の混乱から新規募集、更新業務が滞っていました。本年度より作業を精力的に進めました。

具体的には、平成22年度末（平成23年3月31日）有効期限切れ以降各年度更新対象の公認指導員について遡及して更新をする手続きを取ることを理事会で決定して取り進めました。

その結果、有効期限平成27年3月31日となる更新者17名、有効期限平成28年3月31日となる更新者8名、有効期限平成29年3月31日となる更新者はゼロ、有効期限平成30年3月31日となる更新者40名となり平成26年3月31日現在の公認指導員は合計65名、準指導員はゼロとなりました。

三重県ヨット連盟ジュニア・ユースヨットクラブからの要請もあり、平成25年12月6日～8日、三重県津ヨットハーバーに連盟役員3名を出張派遣して、クラブの指導者及びジュニアセーラーにクラブ運営に関する講義・指導、海上練習方法の指導、練習ドリル等集中的に指導を実施しました。

クラブの参加者はコーチ9名、ジュニアセーラー8名、保護者5名で、初めての出張指導でしたがクラブにとっても連盟にとっても貴重な実績となりました。

今後は一層充実した指導が出来るように更に研究することと、クラブからの要望にも応えてゆくこととなりました。

- (3) 管理運営及び安全確保に関する調査研究事業  
本年度は特に調査研究する事業がありませんでした

継続事業 4. 広報誌「ユースセーリング」の発行事業  
(定款第5条 第1項 第6号)

実施事業 VIII 広報誌「ユースセーリング」発行事業

ジュニアヨットクラブに関する広報活動の内、ホームページによる広報活動は連盟の通常活動として実施しており、従来よりも充実して来ていますが、広報誌「ユースセーリング」の発行事業は担当者の勤務する企業の業務多忙のために遅れています。執筆分担等改善策を検討中で、年度内に第83号を発行すべく努力しましたが、諸般の事情から発行は次年度にずれ込んで平成26年6月には発行出来る見込みです。

その他の通常活動として、希望する事前登録メンバー（正会員、特別会員、登録クラブの指導者、保護者、ジュニアセーラーその他セーリング界関係者）に「J J Y U 通信」をE-mailやファクスで発信する企画を開始し、「通信5」まで発信して、各クラブその他の皆さんとのコミュニケーションに努めています。

(会員、クラブの状況)

- (1) クラブの代表者である正会員は平成26年3月31日現在35名で、学識経験者である正会員は16名で正会員の合計は51名です。

新法人として発足後は年会費を2年間滞納すると正会員の資格を喪失し退会となるので、事務局より鋭意連絡を取り、年会費納入の督促に努めましたが納入して頂けないクラブ代表者が多く、正会員数、登録クラブ数の大幅な減少となりました。

- (2) 登録クラブ数は代表者が兼任しているクラブがあるために、平成26年3月31日現在36クラブです。
- (3) 平成25年4月1日付で「一般社団法人日本ジュニアヨットクラブ連盟」に移行認可を受けて新法人として発足しましたが、監督官庁の内閣府の指導で定款も改訂されて、クラブの活動継続が難しい状況になった場合についての措置として、従来は休眠会員制度により休会としていましたが、この休眠会員制度が認められず、その場合にはクラブ代表者は正会員資格喪失、退会となってしまうため、連盟からの情報提供等連携を保ち今後の活動再開を待つ期間の「サポーター登録制度」を発足させました。
- (4) 特別会員は、平成26年3月31日現在、アサヒホールディングス株式会社と株式会社ライフサイエンス研究所の2企業です。

以上